

規 則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十一号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（分校）

第二条 分校を設置する学校、分校の名称及び分校の位置は、次のとおりとする。

分校を設置する学校	分校の名称	分校の位置
埼玉県立川越特別支援学校	埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校	川越市大字砂新田字武蔵野元南田島分二千五百六十四番地
埼玉県立草加かがやき特別支援学校	埼玉県立草加かがやき特別支援学校草加分校	草加市原町二丁目七番一号
埼玉県立大宮北特別支援学校	埼玉県立大宮北特別支援学校さいたま西分校	さいたま市西区大字西遊馬千六百一番地
埼玉県立けやき特別支援学校	埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校	北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二
埼玉県立越谷西特別支援学校	埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一
埼玉県立東松山特別支援学校	埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校	比企郡嵐山町大字菅谷字東原二百六十四番一
埼玉県立春日部特別支援学校	埼玉県立春日部特別支援学校宮代分校	南埼玉郡宮代町字東六百一十一番地
埼玉県立上尾特別支援学校	埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校	上尾市中新井五百八十五番地
埼玉県立騎西特別支援学校	埼玉県立騎西特別支援学校北本分校	北本市古市場一丁目百五十二番地
埼玉県立川口特別支援学校	埼玉県立川口特別支援学校鳩ヶ谷分校	川口市大字里二百二十五番地一
埼玉県立狭山特別支援学校	埼玉県立狭山特別支援学校	狭山市大字上奥富字揚櫓

学校 埼玉県立久喜特別支援 学校	学校狭山清陵分校 埼玉県立久喜特別支援 学校白岡分校	木下三十四番地三 白岡市高岩字谷中二百七 十五番地の一
------------------------	----------------------------------	-----------------------------------

別表埼玉県立川口特別支援学校の項中

中 学 部 三 年	中 学 部 三 年	学校教 育法に 規定 する学 齢生 徒で知 的障 害の ある 者
-----------------------	-----------------------	---

育法に規定
する学
齢生
徒で知
的障
害の
ある
者

中 学 部 三 年	中 学 部 三 年	学校教 育法に 規定 する学 齢生 徒で知 的障 害の ある 者
鳩ヶ谷 分校	鳩ヶ谷 分校	に改め、同

表埼玉県立狭山特別支援学校の項中

中 学 部 三 年	中 学 部 三 年	学校教 育法に 規定 する学 齢生 徒で知 的障 害の ある 者
-----------------------	-----------------------	---

に規定
する学
齢生
徒で知
的障
害の
ある
者

中 学 部 三 年	中 学 部 三 年	学校教 育法に 規定 する学 齢生 徒で知 的障 害の ある 者
狭山清 陵分校	狭山清 陵分校	に改め、同表埼

玉県立久喜特別支援学校の項中

高 等 部 三 年	高 等 部 三 年	学校教 育法に 規定 する学 齢生 徒で知 的障 害の ある 者
六二	六二	に改め、同表埼玉県

育法に規定
する学
齢生
徒で知
的障
害の
ある
者

高 等 部 三 年	高 等 部 三 年	学校教 育法に 規定 する学 齢生 徒で知 的障 害の ある 者
白岡分 校	白岡分 校	に改め、同表埼玉県

立草加かがやき特別支援学校の項の次に次のように加える。

埼玉県立岩槻はるかぜ特別支援学校		
高等部	中学部	小学部
三年	三年	六年
一一〇		
これに準ずる者	者 年齢生徒で知的障害のある 学校教育法に規定する学	者 年齢児童で知的障害のある 学校教育法に規定する学

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。